

特定非営利活動法人atamista
理事会の構成及び運営に関する規程

(目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人atamistaの定款第6章に基づき、理事会及び運営に関する事項の付帯として定め、理事会の適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(理事の構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事のうちには、他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 理事は、やむを得ない事由がある場合を除き、理事会に出席しなければならない。

4 監事は、理事会に出席し、意見を述べるができる。

(権限)

第3条 理事会は、この団体の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに、法令又はこの団体の定款で定める職務を行う。

(運営)

第4条 議長は、理事会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 理事は、理事会の目的である事項に係る議案の内容に関し、自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、当該議案の審議に先立ち、議長に申し出なければならない。

3 議長は、前項の申出を受け、又は、自らの判断により、理事会の目的である事項に係る議案の内容に関し、特定の理事が特別な利害関係を有すると認めるときは、当該理事を当該議案の審議及び決議から除くものとする。

(決議)

第5条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって行う。

(関係者の出席)

第6条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を得て、その意見を求めることができる。

(議事録の配布)

第7条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は、2023年6月27日から施行する。